

平成19年度指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

1 羽村市スイミングセンター

指定管理者 大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会

所管課 教育部体育課、総務部契約課

2 羽村市水上公園

指定管理者 大和興産株式会社

所管課 建設部土木課、総務部契約課

第3 監査の範囲

平成18年4月1日から平成19年9月30日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第4 監査の期間

平成19年10月26日から平成19年12月14日まで

説明聴取日 平成19年11月14日

第5 監査の主眼

1 所管課

(1) 指定管理者を選定した目的・趣旨が達成されているか。

(2) 協定書の締結は、適正に行われているか。

(3) 事業に対する指導監督は適切に行われているか。

(4) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。

2 指定管理者

(1) 事業の執行は協定書及び仕様書の目的及び条件に従って実施されているか。

(2) 会計処理は適正に行われているか。

(3) 財産の管理は適正に行われているか。

(4) 出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。

(5) 収納事務は適正に行われているか。

(6) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査にあたっては、「第5 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

羽村市スイミングセンター

1 施設の概要

- (1) 名称 羽村市スイミングセンター
- (2) 所在地 羽村市五ノ神 319 番地 3
- (3) 開館 平成 3 年 2 月 10 日
- (4) 規模
 - ① 敷地面積 7, 433. 780m²
 - ② 延床面積 3, 229. 826m²
 - ③ 建物概要 鉄筋コンクリート造り 2階建
 - 1階 2, 184. 612m² エントランスホール、談話ホール、プール室他
 - 2階 1, 045. 214m² ホール、トレーニングルーム、浴室・サウナ室他

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

平成 15 年 9 月に改正地方自治法が施行され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。この改正により、市民活動団体や民間事業者なども、公の施設の管理ができることになった。指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間活力を導入し、より柔軟で質の高いサービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

そこで、市では、羽村市スイミングセンター（以下「スイミングセンター」という。）の管理運営に、指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した「指定管理者選定等の経緯」のとおり、スイミングセンターの指定管理者に「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 17 年 10 月 6 日	市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
15 日	市広報紙に公募のお知らせ等掲載
18 日	応募方法等の説明会及び現地見学会を開催
20 日	質問締切
24 日	質問の回答を市ホームページに掲載
25 日	申請開始
31 日	応募要領等配布終了、申請締切（4 団体から申請）
11 月 10 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
17 日	同上
	※ 応募者から提出された事業提案書、財務諸表等の応募書類により総合的に判断し候補者を選定
21 日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
12 月 7 日	平成 17 年第 6 回議会（定例会）において、「羽村市スイミングセンターの指定管理者の指定について」原案可決
平成 18 年 2 月 15 日	協定書締結
4 月 1 日	指定管理者による管理運営の開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定書の内容

スイミングセンターの管理運営を行わせるため、教育委員会は「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」と協定書を締結した。

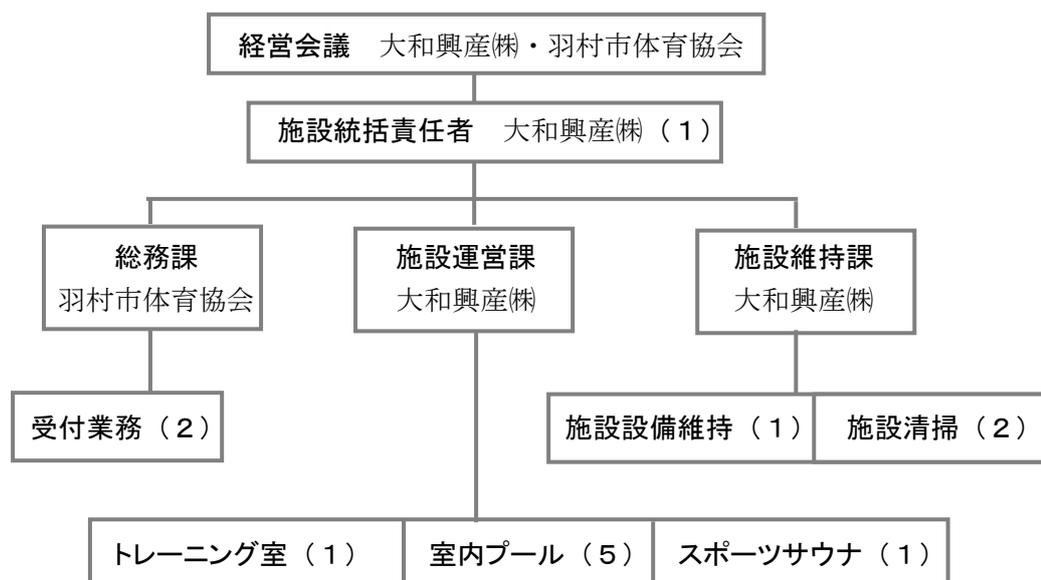
スイミングセンターに関する協定書及び仕様書等の内容は、下記のとおりである。

- ① 管理運営の指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
(協定書第 7 条)
- ② 利用料金は、指定管理者の収入とする (協定書第 29 条)。
- ③ 教育委員会から指定管理者に支払う指定管理委託料は、下記のとおりである。また、この指定管理委託料を 1 2 で除した額を毎月支払うものとする (協定書第 27 条)。
 - ア 平成 18 年度 78,412,000 円
 - イ 平成 19 年度 74,176,000 円
 - ウ 平成 20 年度 72,563,000 円
 - エ 平成 21 年度 71,571,000 円 ※消費税・地方消費税を含む。
- ④ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する (協定書第 21 条)。
- ⑤ 教育委員会の負担する経費は、下記のとおりである。
 - ア 1 件 50 万円以上の修繕に要する経費 (協定書第 17 条)
 - イ 管理物品の主要備品一覧に記載されている 1 件 10 万円以上の備品の買い換えに要する経費 (協定書第 21 条第 3 項)
 - ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料 (協定書第 35 条)

3 事業概要

(1) 組織

スイミングセンターの管理運営は、「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の()内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

(2) 事業の内容

スイミングセンターは、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することを目的としている。

主な事業内容は、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納に関する業務、健康の増進や体力づくりの推進のための事業に関する業務、施設の維持管理に関する業務である。

指定管理者は、運営管理の基本方針として、顧客第一主義、効率的・経済的な運営、利用者の増大、緊急対応、利用者の公平性の確保等を掲げ、利用者の満足を第一に考えて事業を実施している。そのため、利用者の利便性を高めるため、水泳帽、ゴーグルやタオルなどの販売を行うとともに、利用者からのニーズが高かった1時間券の販売も行い、好評を得ている。また、「ご意見投書箱」を設置し、利用者から直接意見や要望を聞けるようにしている。

安全対策面では、「安全管理マニュアル」を整備し、臨機応変な対処を心がけ行動するとともに、日常の訓練を実施し、緊急時の利用者の安全確保に努めている。

公共施設としての観点から「利用者の公平性」を維持するため、「利用者が享受するサービスの質」「利用者が獲得できるサービスの量」「利用機会の均等」を基本的な考え方として、従来の事業を引き続き実施するとともに、新たに独自の事業を展開し、すべての市民に利用機会が提供できる各種イベントや教室を行っている。なお、平成18年度に実施した事業の状況は、下表のとおりである。

■大和興産自主事業

事業名	内容・一人あたりの参加費等	参加者	参加費計
小学生水泳教室	@2時間×全10回、参加費@5,500円	79人	434,500円
大人水泳教室	@2時間×全10回、参加費@8,000円	78人	596,800円
飛び込み・タイムトライ	@2時間、参加費コース日数×@500円	88人	126,000円
誰でもかんたんエクササイズ	@1時間、ジム券のみ	1,197人	—
ソフトエアロ	@1時間半、参加費@300円 (11.12月は3回1,000円)	181人	58,200円
介護予防教室	@1時間、参加費@300円	628人	188,400円
計		2,251人	1,403,900円

※ 無料の期間設定や返金等の理由により、「参加費×参加者＝参加費計」とはならない。

■特定非営利活動法人羽村市体育協会事業

事業名	内容・一人あたりの参加費等	参加者	参加費計
アクアビクス	@50分、参加費利用券のみ	773人	—
アクアフエスティバル	年1回、参加費利用券のみ	42人	—
初心者水中ウォーキング シェイプアップ講習会	月1回、参加費利用券のみ	129人	—
計		944人	—

(3) 施設利用者数の状況

スイミングセンターの施設利用状況は、以下の表のとおりである。

平成 18 年度の施設利用状況は、年間で 124,445 人と前年度と比べて若干減少し目標値の 130,000 人を超えることができなかった。この要因は、個人利用のトレーニングルームとサウナ、貸切利用の会議室の利用人数が前年度を上回っているものの、プールの利用者が個人で 1,732 人、貸切で 1,149 人と大きく減少していることによりものである。

平成 19 年度上期の施設の利用状況を前年度上期と比較すると、トレーニングルームの利用者は減少しているものの、その他の利用者が増加している。特に、プールの利用者が個人・貸切を合わせて 5,345 人増えており、個人・貸切の合計は 4,824 人の増加となっている。19 年度上期の状況から判断すると、指定管理者の集客への努力が実を結んでいるとみられる。

■個人利用状況

(単位:人)

	H17 年度	H18 年度	比較	H18 年度 上期	H19 年度 上期	比較
プール	73,096	71,364	△1,732	47,401	52,034	4,633
トレーニングルーム	24,874	26,496	1,622	13,736	11,466	△2,270
サウナ	6,038	6,285	247	2,998	3,718	720
セット券	—	—	—	—	42	42
合計	104,008	104,145	137	64,135	67,260	3,125
開館日数	312	313	1	159	161	2
1日平均利用人数	333	333	0	403	418	15

■貸切利用状況

(単位:人)

	H17 年度	H18 年度	比較	H18 年度 上期	H19 年度 上期	比較
プール	18,684	17,535	△1,149	7,990	8,702	712
会議室	2,109	2,765	656	1,258	2,245	987
合計	20,793	20,300	△493	9,248	10,947	1,699
開館日数	312	313	1	159	161	2
1日平均利用人数	67	65	△2	58	68	10

■個人・貸切合計

(単位:人)

	H17 年度	H18 年度	比較	H18 年度 上期	H19 年度 上期	比較
合計	124,801	124,445	△356	73,383	78,207	4,824
開館日数	312	313	1	159	161	2
1日平均利用人数	400	398	△2	462	486	24

4 収支の状況

スイミングセンターの平成18年度収入支出決算状況及び平成19年度上期収入支出決算見込（消費税込）は、下表のとおりである。

平成18年度の収入決算額は、1億1,271万1千円である。このうち市からの委託料は7,841万2千円で、構成比は69.6%である。また、利用料金等の収入は3,129万5千円で、構成比は27.8%である。水泳教室等の自主事業収入は296万5千円で構成比は2.6%で、印刷用紙代金は3万9千円（0.0%）である。

支出決算額は1億1,051万5千円で、その主なものは、人件費の4,496万4千円（40.7%）、光熱水費の4,462万7千円（40.4%）、維持管理費の1,367万4千円（12.3%）である。収支決算額は、219万5千円の黒字決算となっている。

平成19年度上期（4～9月）の収入支出決算は、中間決算をしていないため、見込額である。収入合計額は、5,584万3千円である。このうち市からの委託料は3,708万6千円で、構成比は66.4%である。また、利用料金等の収入は1,664万9千円で、構成比は29.8%である。水泳教室等の自主事業収入は208万9千円で、構成比は3.8%で、印刷用紙代金は1万9千円（0.0%）である。

支出合計額は4,939万1千円で、その主なものは光熱水費の2,169万9千円（43.9%）、人件費の2,001万9千円（40.5%）、維持管理費の439万8千円（8.9%）である。収支決算額は、645万3千円の黒字を見込んでいる。

■平成18年度収入支出決算状況及び平成19年度上期収入支出決算見込

（平成18年4月1日～平成19年9月30日）

収支状況（消費税込）

（単位：円、%）

項目	平成18年度		平成19年度(決算見込)		
	全期(4-3月)	構成比	上期(4-9月)	構成比	
収入の部	市委託料	78,412,000	69.6	37,086,000	66.4
	利用料金等収入	31,295,290	27.8	16,648,960	29.8
	印刷用紙代金	38,640	0.0	19,355	0.0
	自主事業収入	2,964,650	2.6	2,088,850	3.8
収入合計(A)		112,710,580		55,843,165	
支出の部	人件費	44,964,032	40.7	20,019,117	40.5
	維持管理費	13,673,585	12.3	4,397,778	8.9
	修繕費	1,198,646	1.1	287,150	0.6
	光熱水費	44,627,343	40.4	21,698,965	43.9
	運営事務費	6,051,510	5.5	2,987,526	6.1
支出合計(B)		110,515,116		49,390,536	
収支差引(A)－(B)		2,195,464		6,452,629	

5 総括

スイミングセンターの指定管理者である「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適正に処理されているものと認められた。

また、所管課については、毎月定期的に行われる連絡調整会議の場で、指定管理者と協議を行うとともに、事業報告を受けており、履行確認及び指導監督は適正に行われていた。

なお、スイミングセンターに指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理によるコストの削減を図るためである。その意味で、スイミングセンターの指定管理者に「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が達成されていると認められた。

◆意見・要望・評価する点について

- ① スイミングセンターの利用料金について、羽村市体育館管理運営条例に基づき利用料金承認申請書を確認したところ、利用料金の額、申請手続きは概ね適正に執行されていた。
- ② スイミングセンター施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び施行規則に基づき、スイミングセンターの管理・運営に関する基本協定書を確認したところ、協定事項等は適正に執行されていた。
- ③ 経営の面では、市が指定管理委託料を支払い経営支援をしてはいるものの、平成18年度の収支で219万5,464円の黒字決算となっている。また、自主事業の展開や人件費・光熱水費等の経費の節減に努めており、事業の継続性が期待できる。
- ④ 運営の面では、これまで継続実施していた事業〔水中エアロビクス（アクアビクス）等〕に加え、介護予防教室など自主事業を増やし、利用者の満足を得られる管理運営に努めている。また、これまで活動していた団体も継続し利用しており、指定管理者への移行がスムーズに実施できたことを評価する。
- ⑤ 安全管理の面では、「安全管理マニュアル」「監視員業務マニュアル」を遵守し、常日頃から体制を整え管理している。今後も、リスク管理を重要視し、チェック体制を整えるとともに、教育委員会と協議し、更に安全で確実な管理を推進することを要請する。
- ⑥ 利用状況については、平成18年度の成果指標値である130,000人を達成することができなかった。しかし、ホームページやわかりやすい看板の作成など広報活動に工夫を凝らすとともに、様々な自主事業に力を入れており、こうした事業のさらなる活性化を目指して努力することを期待する。
- ⑦ 指定管理者である大和興産株式会社と特定非営利活動法人羽村市体育協会との共同も順調に行われている様子がうかがえる。今後も安全で確実な管理と利用者の立場にたった積極的な運営を推進するため、教育委員会も指定管理者からの提案に柔軟な姿勢で対応することを要望する。

羽村市水上公園

1 施設の概要

- (1) 名称 羽村市水上公園
- (2) 所在地 羽村市羽中4丁目9番1号
- (3) 開館 昭和47年開設。平成8年7月21日再オープン
- (4) 規模
 - ① 敷地面積 9,575m²
 - ② 全人工地盤面積 7,120m²
 - プールゾーン 人工地盤面積 5,092m² 流水プール、スライダープール他
 - 親水公園ゾーン 人工地盤面積 2,028m² 幼児用プール、流れ、滝他
 - 管理棟 鉄骨造2階建 建築面積 389m² 延床面積 725m²
 - 1階 券売所、エントランスホール、男女更衣室、男女便所、倉庫
 - 2階 監視室、救護室、事務室、会議室、従業員更衣室、従業員便所
 - 便所棟 鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 95m² 延床面積 95m²

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

前述した羽村市スイミングセンターと同様の趣旨で、指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、羽村市水上公園（以下「水上公園」という。）の指定管理者に大和興産株式会社を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成17年10月6日	市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
15日	市広報紙に公募のお知らせ等掲載
18日	応募方法等の説明会及び現地見学会を開催
20日	質問締切
24日	質問の回答を市ホームページに掲載
25日	申請開始
31日	応募要領等配布終了、申請締切
11月10日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
17日	同上
21日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
12月7日	平成17年第6回議会（定例会）において、「羽村市水上公園の指定管理者の指定について」原案可決
平成18年2月15日	協定書締結
4月1日	指定管理者による管理運営の開始

(2) 市と指定管理者との協定書の内容

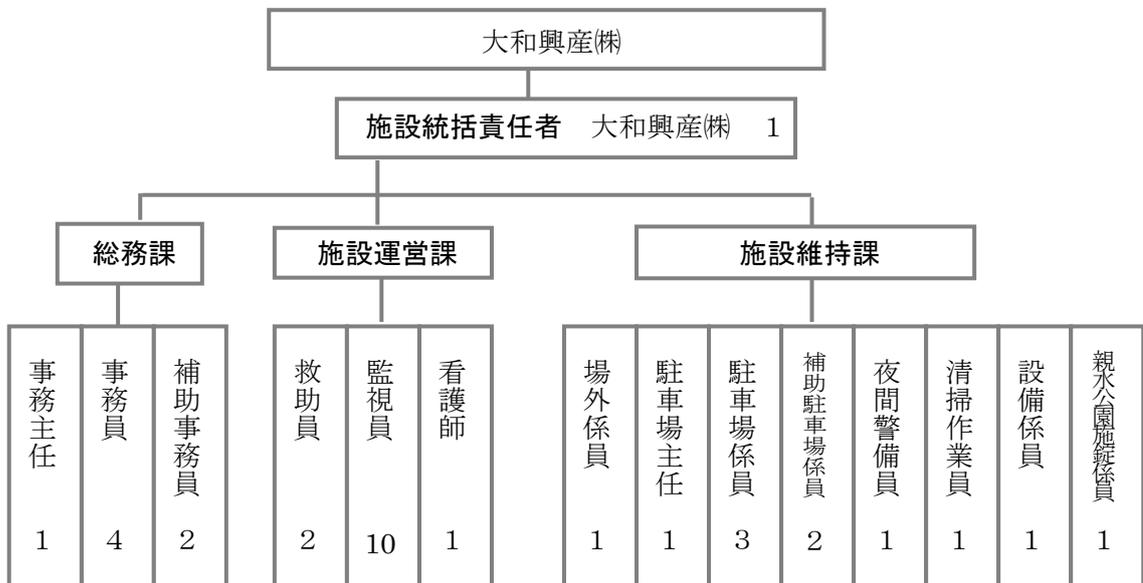
水上公園の管理運営を行わせるため、市は大和興産株式会社と協定書を締結した。
水上公園に関する協定書及び仕様書等の内容は、下記のとおりである。

- ① 管理運営の指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。(協定書第 7 条)
- ② 利用料金は、指定管理者の収入とする (協定書第 29 条)。
- ③ 市から指定管理者に支払う指定管理委託料は、下記のとおりである。また、この指定管理委託料は四半期に分けて支払うものとする (協定書第 27 条)。
 - ア 平成 18 年度 19,247,000 円
 - イ 平成 19 年度 19,032,000 円
 - ウ 平成 20 年度 18,847,000 円
 - エ 平成 21 年度 18,637,000 円 ※消費税・地方消費税を含む。
- ④ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する (協定書第 21 条)。
- ⑤ 市の負担する経費は、下記のとおりである。
 - ア 1 件 50 万円以上の修繕に要する経費 (協定書第 17 条)
 - イ 管理物品の主要備品一覧に記載されている 1 件 10 万円以上の備品の買い換えに要する経費 (協定書第 21 条第 3 項)
 - ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料 (協定書第 35 条)

3 事業概要

(1) 組織

水上公園の管理運営は、大和興産株式会社が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の()内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

(2) 事業の内容

水上公園は、市民の健康の向上と市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図り、市民の公共の福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。

用途は、夏季に開園するプールと夏季以外に開園する親水公園（水上公園の一部を利用した水と親しむための施設）に分けられ、通年開園している。

主な事業内容は、個人の使用の承認、利用料金の収納に関する業務、市民のコミュニティ振興のため実施する事業に関する業務、施設の維持管理に関する業務である。

指定管理者は、運営管理の基本方針として、顧客第一主義、接遇、安全、健康、環境の教育が行き届いたスタッフによる施設運営、効率的・経済的な運営、利用者の増大、緊急対応、利用者の公平性の確保を掲げ、利用者の満足を第一に考えて事業を実施している。そのため、利用者の利便性を高めるため、売店にアイスの自動販売機を置くなど利用者のニーズに応え販売事業にも取り組んでいる。また、平成 19 年度は、春の「花と水のまつり」の際に、親水公園エリアで駄菓子等を販売し夏季プール開催の PR を行うなど自主事業を展開している。

安全対策面では、「安全管理マニュアル」を整備し、臨機応変な対処を心がけ行動するとともに、日常の訓練を実施し、緊急時の利用者の安全確保に努めている。

公共施設としての観点から「利用者の公平性」を維持するため、「利用者が享受するサービスの質」「利用者が獲得できるサービスの量」「利用機会の均等」を基本的な考え方とし、すべての市民に利用機会が提供できるよう自主事業を展開している。

(3) 施設利用者数の状況

水上公園の平成 18 年度の施設利用状況は 24,069 人で、前年度と比べて 6,778 人減少している。この要因は、水上公園プールの利用者人数が天候に大きく左右されることによるものである。平成 18 年度は、雨等のため閉園した日が 6 日、途中中止した日が 7 日で、開園日が前年度に比べ 8 日間少なくなっている。1 日の平均利用者数も 523 人で、前年度に比べ 48 人減少している。

平成 19 年度の施設利用状況は、猛暑の影響で前年度と比較し 6,439 人増加し、利用者数は 30,508 人となった。1 日券、2 時間券等、すべてが前年度と比べ増加しており、1 日平均利用者数も 693 人で、前年度に比べ 170 人増加している。

■プール利用者人数

	平成 17 年度		平成 18 年度		前年度比較		平成 19 年度		前年度比較	
	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
1 日券	—	—	288	400	288	400	533	690	245	290
2 時間券	11,081	19,117	8,433	14,463	△2,648	△4,654	10,718	17,998	2,285	3,535
招待券	102	89	91	88	△11	△1	102	111	11	23
内超過者	1,427	1,966	949	1,244	△478	△722	1,216	1,680	267	436
免除券	254	204	220	86	△34	△118	222	134	2	48
計	11,437	19,410	9,032	15,037	△2,405	△4,373	11,575	18,933	2,543	3,896
合計	30,847		24,069		△6,778		30,508		6,439	
開園日	54		46		△8		44		△2	
1 日平均	571		523		△48		693		170	

※開園日は途中中止の日(H18:7日、H19:2日)を含む。

4 収支の状況

水上公園の平成18年度収入支出決算状況及び平成19年度上期収入支出決算見込み(消費税込)は、下表のとおりである。

平成18年度の収入決算額は、2,374万5千円である。このうち市からの委託料は1,924万7千円で、構成比は81.1%である。また、利用料金等の収入は441万3千円で、構成比は18.6%である。自主事業収入は8万5千円で、構成比は0.3%である。

支出決算額は2,284万8千円で、その主なものは、人件費の1,124万9千円(49.2%)、光熱水費の638万6千円(28.0%)、維持管理費の493万円(21.6%)である。収支決算額は、89万7千円の黒字決算となっている。

平成19年度上期(4~9月)の収入支出決算は、中間決算をしていないため、見込額である。収入合計額は、2,132万1千円である。このうち市からの委託料は1,522万6千円で、構成比は71.4%である。また、利用料金等の収入は571万1千円で、構成比は26.8%である。自主事業収入は38万5千円で、構成比は1.8%である。

支出合計額は1,945万6千円で、その主なものは、人件費の957万2千円(49.2%)、光熱水費の491万7千円(25.3%)、維持管理費の479万1千円(24.6%)である。収支差引額は、186万5千円の黒字を見込んでいる。

■平成18年度収入支出決算状況及び平成19年度上期収入支出決算見込

(平成18年4月1日~平成19年9月30日)

収支状況(消費税込)

(単位:円、%)

項 目	平成18年度		平成19年度(決算見込)		
	全期(4-3月)	構成比	上期(4-9月)	構成比	
収入 の 部	市委託料	19,247,000	81.1	15,225,600	71.4
	利用料金等収入	4,412,750	18.6	5,710,500	26.8
	自主事業収入	84,866	0.3	384,655	1.8
	収入合計(A)	23,744,616		21,320,755	
支出 の 部	人件費	11,249,191	49.2	9,572,470	49.2
	維持管理費	4,929,724	21.6	4,791,223	24.6
	修繕費	283,025	1.2	174,905	0.9
	光熱水費	6,385,828	28.0	4,917,388	25.3
	支出合計(B)	22,847,768		19,455,986	
収支差引(A) - (B)	896,848		1,864,769		

5 総括

水上公園の指定管理者である大和興産株式会社及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適正に処理されているものと認められた。

また、所管課については、水上公園プール開催期間は日報によりチェック体制を整えるとともに、プール閉園中においても月報等によるチェックや連絡調整を随時行い記録に残している。特に、平成 18 年度は指定管理者へ移行した年であり、国が作成した「プールの安全標準基準」を周知徹底するためプール開催期間、連日、水上公園プールに出向くなど管理を徹底しており、履行確認及び指導監督は適正に行われていた。

なお、水上公園に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理によるコストの削減を図るためである。その意味で、水上公園の指定管理者に大和興産株式会社を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が達成されていると認められた。

◆意見・要望・評価する点について

- ① 水上公園プールの利用料金について、羽村市水上公園条例に基づき利用料金承認申請書及び承認決定通知を確認したところ、利用料金の額、申請手続きは概ね適正に執行されていた。
- ② 水上公園における指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び施行規則に基づき、水上公園の管理・運営に関する基本協定書を確認したところ、協定事項等は適正に執行されていた。
- ③ 経営の面では、市が指定管理委託料を支払い経営支援をしてはいるものの、大和興産株式会社は平成 18 年度の収支で 89 万 6,848 円の黒字決算となっている。また、人件費・光熱水費等の経費の節減に努めており、事業の継続性が期待できる。
- ④ 運営の面では、利用者からの要望に沿い、プールサイドのサンダル使用の許可やゴーグル・浮き輪等の販売、アイスクリーム自販機を設置するなど、利用者の満足を得られる管理運営に努めている。平成 18 年 8 月に指定管理者が実施した「満足度アンケート調査」の集計結果からも、利用者の満足度が高いことがうかがわれ、指定管理者への移行がスムーズに実施できたことを評価する。しかしながら、指定管理者から提出された資料の中に一部不適正な箇所が見られたので、資料の作成に留意されたい。
- ⑤ 安全管理の面では、教育訓練を徹底するとともに「安全管理マニュアル」を遵守し、常日頃から体制を整え管理している。今後も、リスク管理を重要視し、チェック体制を整えるとともに、市と協議し、更に安全で確実な管理を推進することを要請する。
- ⑥ 水上公園プールは夏季のみの開園であり、夏場のみの雇用や天候により利用者人数が左右されるなど課題も多い状況にある。今後も安全で確実な管理と利用者の立場にたった積極的な運営を推進するため、市も指定管理者からの提案に柔軟な姿勢で対応することを要望する。